

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年一月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十八号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年六月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年一月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十九号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第六十七条第三項、第九十二条の二第一項、第九十二条の三の四、第一百二十二条第一項及び第一百三十条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第二十六条の二の二中「風船」の下に「又はアルコールを検知する機器」を加える。
第三十三条の六の二中「及び」の下に「2並びに」を加え、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 海外旅行をしていただくこと。
- 二 災害を受けたこと。

第三十三条の七第一項中「五年間」の下に「第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日）が第四号に定める日以後である者に限る。」にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五日間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。」を加え、同項第一号中「運転免許証（以下「免許証」という。）を

「免許証」に改め、同項第三号中「海外旅行、災害その他」を削り、六月の下に「（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）」を加え、同項第四号中「法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験」を「適性試験」に改め、同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第九十一条第一項若しくは第九十一条の二第一項の規定による質問票の提出した法第九十二条の五の規定による報告について法第九十一条の四第二号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの、当該免許証に係る適性試験を受けた日（取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）
第三十四条の三第三項中「第三十三条の六の二各号」を「第三十三条の六の二第三号から第五号まで」に改める。
第四十一条の三を第四十一条の四とし、第四十一条の二の次に次の一条を加える。
（危険行為）
第四十一条の三 法第八十八条の三の四の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。
一 法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
二 法第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反する行為
三 法第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
四 法第十七条（通行区分）第一項、第四項又は第六項の規定に違反する行為
五 法第三十三条の二（軽車両の路側帯通行）第二項の規定に違反する行為
六 法第三十三条（踏切の通過）第二項の規定に違反する行為
七 法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
八 法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
九 法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
十 法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
十一 法第六十三条の四（普通自転車歩道通行）第二項の規定に違反する行為
十二 法第六十三条の九（自転車等の制動装置等）第一項の規定に違反する行為
十三 法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為（法第六十七条の二第一号に規定する酒に酔つた状態であるものに限る。）
十四 法第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
第四十三条第一項の表講習手数料の項中

（当該講習が ある場合に定 められるもの である場合に 千四百円）	八千五百五十円（当該講習 が国家公安委員会規則で 定めるものである場合に あつては、五千八百円）	講習一時間について千四 百五十円
（当該講習が ある場合に定 められるもの である場合に 千四百円）	八千五百五十円（当該講習 が国家公安委員会規則で 定めるものである場合に あつては、五千八百円）	講習一時間について千四 百五十円
法第九十二条の二第一項第十三号に掲げる講習	五千二百円 国家公安委 員会規則で 定めるもの については、三	講習一時間 五十円
法第九十二条の二第一項第十四号に掲げる講習	五千二百円 国家公安委 員会規則で 定めるもの については、三	講習一時間 五十円

に改める。